

9 介護保険事業

介護保険制度は、老後の最大の不安要因ともなっている介護問題に対応するため、高齢者が介護を要する状態になっても、自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から実施されました。

この制度は、従来の医療と福祉に分かれていた制度を再編成し、必要な介護に関する福祉サービス及び保健医療サービスを利用者本位に総合的・一体的に提供できるようにするものです。

また、財源としては、給付と負担の関係が明確な社会保険方式となっています。

横浜市は、保険者として、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定及び保険給付等を行うとともに、横浜市介護保険事業計画に基づいて、サービスの基盤整備を進めていきます。

1 被保険者

(平成18年3月31日現在)

| | 第1号被保険者 (65歳以上の方) | 第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方) |
|-------|----------------------|--------------------------------------|
| 被保険者数 | 約61万人 | 約121万人 |

2 要介護認定

介護サービスを利用するためには、区役所に申請し、要介護認定を受ける必要があります。区役所では、申請に基づき認定調査を行うとともに、主治医意見書の提出を受け、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会の合議体(審査部会)の審査判定に基づいて、認定を行います。認定は、介護の必要度から6段階に区分されます(要支援、要介護1～5)。

第1号被保険者は、原因を問わず認定を経て介護サービスが受けられますが、第2号被保険者は初老期認知症や脳血管疾患など老化に起因する15種類の特定疾病に該当した場合に限り、認定を経て介護サービスが受けられます。

(1) 介護認定審査会

ア 合議体数 128(隔週開催)

イ 委員数 条例定数 730人以内 (平成18年4月1日現在 671人)

(2) 要介護認定の状況

ア 申請件数

(平成17年4月～平成18年3月)

| | 申請件数 | うち新規申請 |
|-------|---------|---------|
| 要介護認定 | 91,422件 | 28,059件 |

イ 要介護認定者数

要介護度別内訳

(平成18年3月31日現在)(単位:人)

| 要介護度 | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認定者数 | 10,073 | 36,287 | 15,684 | 13,179 | 11,563 | 11,156 | 97,942 |
| 比率 | 10.3% | 37.0% | 16.0% | 13.5% | 11.8% | 11.4% | 100.0% |

区別認定者数

(平成18年3月31日現在)(単位:人)

| 鶴見 | 神奈川 | 西 | 中 | 南 | 港南 | 保土ヶ谷 | 旭 | 磯子 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 7,514 | 6,568 | 3,109 | 4,735 | 7,303 | 5,810 | 5,983 | 7,495 | 5,302 |
| 金沢 | 港北 | 緑 | 青葉 | 都筑 | 戸塚 | 栄 | 泉 | 瀬谷 |
| 6,571 | 7,216 | 4,071 | 5,675 | 3,124 | 6,625 | 3,172 | 4,233 | 3,436 |

(3) 居宅サービス計画

在宅サービスを利用する場合、本人の心身の状態や希望等に応じた適切なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者に依頼し居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。

3 保険給付

(1) サービスの種類

| 在宅サービス | 施設サービス（要支援者は対象外） |
|------------------------------------|------------------|
| 訪問介護（ホームヘルプ） | 介護老人福祉施設 |
| 訪問入浴介護 | （特別養護老人ホーム） |
| 訪問看護 | 介護老人保健施設 |
| 訪問リハビリテーション | 介護療養型医療施設（療養病床等） |
| 通所介護（デイサービス） | |
| 通所リハビリテーション（デイケア） | |
| 福祉用具貸与（レンタル） | |
| 短期入所生活介護 （福祉施設のショートステイ） | |
| 短期入所療養介護 （医療施設等のショートステイ） | |
| 居宅療養管理指導 | |
| 認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） 要支援者は対象外 | |
| 特定施設入所者生活介護 （有料老人ホーム等） | |
| 福祉用具購入 | |
| 住宅改修 | |

(2) 在宅サービスの利用限度

要介護度に応じた支給限度額が設定されています。

| 要介護度 | 居宅サービス区分（～） |
|------|-------------|
| 要支援 | 6,150 単位/月 |
| 要介護1 | 16,580 単位/月 |
| 要介護2 | 19,480 単位/月 |
| 要介護3 | 26,750 単位/月 |
| 要介護4 | 30,600 単位/月 |
| 要介護5 | 35,830 単位/月 |

その他の在宅サービスは、サービスごとに利用限度（介護費用）が定められています。

(3) 施設サービス

施設サービスの場合、各施設類型ごとに、要介護度に応じた介護費用が設定されています。

(4) 保険給付費の状況

（平成17年度）（単位：千円）

| 区分 | 給付費支払額 |
|--------------|-------------|
| 在宅介護サービス給付費 | 74,600,316 |
| 施設介護サービス給付費 | 53,013,945 |
| 特定入所者介護サービス費 | 1,478,534 |
| 高額介護サービス給付費等 | 1,026,171 |
| 計 | 130,348,663 |

保険給付費は、過年度保険料償還金を除きます。

17年10月から、原則として介護保険施設（ショートステイを含む。）の利用に係る居住費・食費を保険給付対象から除外しました。一方、低所得者を対象に居住費・食費の利用者負担を軽減する「補足給付」として、特定入所者介護サービス費を創設しました。

- (5) 保険給付費の財源内訳
 介護保険給付費（平成 18 年度予算） 139,436 百万円（保険料償還金を除く）
 財源内訳 (単位：百万円)

| | | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 国 居宅 20% 施設 15% 25,082 | 県 居宅12.5% 施設17.5% 20,235 | 第 2 号保険料 (31.0%) 43,225 | 第 1 号保険料 (22.26%) 31,038 |
| 調整交付金 (1.74%) 2,426 | 市 (12.5%) 17,430 | | うち基金繰入金 648 |

給付費準備基金 17 年度末残高見込額のうち約 25 億円を 18～20 年度 3 年間で取り崩し、給付費増に伴う保険料の上昇を抑制

4 利用者の負担

- (1) サービスを利用した場合の自己負担

原則としてかかった費用の 1 割の利用者負担のほか、施設等を利用した場合は、部屋代や食費などの負担があります。

1 割負担が高額になる場合（福祉用具購入費、住宅改修費を除く）は上限額を超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。

部屋代・食費の負担及び高額介護サービス費については、低所得者に配慮されています。

高額介護サービス費及び部屋代・食費の負担限度額

| 対象者 | 高額介護サービス費支給による自己負担の上限額（世帯合計） | 負担限度額 | |
|---|------------------------------|--------------|---------|
| | | 部屋代（居住費・滞在費） | 食費 |
| | | 月 額 | 日 額 |
| 生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 | 15,000 円 | 個室 | 820 円 |
| | | 準個室 | 490 円 |
| | | 注) 従来型 | 320 円 |
| | | 多床室 | 0 円 |
| 世帯全員が住民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の方 | 15,000 円 | 個室 | 820 円 |
| | | 準個室 | 490 円 |
| | | 注) 従来型 | 420 円 |
| | | 多床室 | 320 円 |
| 世帯全員が住民税非課税の方で、に該当しない方 | 24,600 円 | 個室 | 1,640 円 |
| | | 準個室 | 1,310 円 |
| | | 注) 従来型 | 820 円 |
| | | 多床室 | 320 円 |
| 住民税課税世帯の方 | 37,200 円 | 負担限度額なし | |

注) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設を利用する場合は 個室は日額 490 円、 準個室は日額 1,310 円です。

「個室」とはユニット型個室、「準個室」とはユニット型準個室、「従来型」は従来型個室です。

法施行時の特別養護老人ホーム入所者は、施行後 5 年間は利用者負担について負担能力に応じて減額します。

- (2) 在宅サービス利用者負担助成

横浜市では独自に、特に所得が低く資産もない方に対し、介護保険サービスの利用料を助成する「横浜市在宅サービス利用者負担助成制度」を平成 13 年度から実施しています。

ア 対象者及び内容

- (7) 保険料第1段階で下表の資産基準に該当する人
 利用者負担を3%に軽減(本来は10%負担)
 対象サービスに係る利用者負担額が、助成後になお月4,500円を超える場合は、その超えた額も助成します。
- (イ) 特に低所得で、下表の収入基準及び資産基準に該当する人・利用者負担が減額されなければ生活保護受給者となる人
 利用者負担を5%に軽減(本来は10%負担)
 対象サービスに係る利用者負担額が、
 年間の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方については、助成後になお月7,500円を、
 それ以外の方については、助成後になお月12,300円を超える場合は、その超えた額も助成します。

| 世帯の人数 | 収入基準(年額) | 資産基準 |
|-------|----------------------------|---|
| 単身世帯 | 120万円以下 | 金融資産(現金、預貯金、有価証券)が世帯で1,050万円以下 居住用の土地(200㎡以下)および家屋以外の不動産を所有しないこと |
| 2人世帯 | 170万円以下 | |
| 3人世帯 | 220万円以下 | |
| 4人以上 | 220万円に、世帯員1人につき50万円を加えた額以下 | |

- イ 助成対象となるサービス
 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護

5 保険料

(1) 第1号被保険者(65歳以上)の保険料

第1号被保険者の保険料は、介護サービスの給付額の見込みに応じて3年ごとに見直すことになっています。

第1号被保険者の保険料は、個人ごとに、前年中の所得等に応じた所得段階別となっています。

低所得者への負担を軽減するため、国が標準とする5段階方式を本市独自に6段階方式として、第1段階及び第2段階の負担割合を軽減するとともに、平成15年度より特に所得の低い人(一定の収入基準及び資産基準に該当)の保険料を第1段階相当額に軽減しています。

老齢・退職年金が年額18万円以上の人は年金から天引きとなり、それ以外の人は口座振替等により、個別に区役所に保険料を納めます。

ア 所得段階別保険料(平成15~17年度)

(単位:円)

| 所得段階 | 対象者 | 基準額×割合 <国の標準> | 保険料額 |
|---------------|---------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 | 基準額×0.25 <0.5> | 9,790 (816) |
| 第2段階 | 本人が市民税非課税で 同じ世帯にいる方全員も市民税非課税 | 基準額×0.65 <0.75> | 25,460 (2,122) |
| 第3段階 (基準額) | 本人が市民税非課税で 同じ世帯に市民税課税者がいる | 基準額×1.0 <1.0> | 39,180 (3,265) |
| 第4段階 | 本人が市民税課税で 本人の合計所得金額が250万円未満 | 基準額×1.25 <1.25> | 48,970 (4,081) |
| 第5段階 | 本人が市民税課税で 本人の合計所得金額が250万円以上700万円未満 | 基準額×1.5 <1.5> | 58,770 (4,897) |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で 本人の合計所得金額が700万円以上 | 基準額×2.0 <1.5> | 78,360 (6,530) |

保険料上段は年額、下段()は月額相当

イ 保険料賦課・収納状況

(平成17年度)(単位:円)

| 区分 | 調定額 | 収納額 | 収納率 | 対象被保険者数 | 構成比 |
|-------|----------------|----------------|--------|----------|--------|
| 特別徴収 | 19,086,675,700 | 19,086,675,700 | 100.0% | 475,639人 | 77.8% |
| 普通徴収 | 4,785,861,508 | 4,375,216,048 | 91.4% | 135,602人 | 22.2% |
| 現年度分 | 23,872,537,208 | 23,461,891,748 | 98.3% | 611,241人 | 100.0% |
| 滞納繰越分 | 892,205,880 | 90,795,254 | 10.2% | | |
| 計 | 24,764,743,088 | 23,552,687,002 | 95.1% | | |

(2) 第2号被保険者(40歳以上64歳まで)の保険料

第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が、その医療保険に加入する第2号被保険者の数に応じて社会保険診療報酬支払基金に納付する額に基づいて算出します。料率は医療保険ごとに異なりますが、所得に応じたものになります。

介護分保険料は、加入している医療保険料として一括して徴収され社会保険診療報酬支払基金を通じ、全国の市町村に定率(平成17年度は32%)で交付されます。

6 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

この計画は、老人福祉法、老人保健法及び介護保険法に基づき、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。計画は3年ごとに見直しを行うこととされていることから、平成14年度に前計画（計画期間：平成12～16年度）の見直しを行い、平成15～19年度を計画期間とする計画を新たに策定しました。

(1) 介護保険サービスの実施状況

| サービスの種類 | | | 17年度実績 | 19年度見込量 |
|------------|---------------------|------|-----------|-----------|
| 在宅 サービス | 訪問介護 | 時間/年 | 8,398,629 | 9,997,073 |
| | 訪問入浴介護 | 回/年 | 168,492 | 239,164 |
| | 訪問看護 | 回/年 | 485,458 | 653,356 |
| | 訪問リハビリテーション | 回/年 | 16,334 | 29,342 |
| | 通所介護 | 回/年 | 1,742,464 | 2,057,456 |
| | 通所リハビリテーション | 回/年 | 504,389 | 539,827 |
| | 福祉用具貸与 | 人(月) | 23,598 | 21,454 |
| | 短期入所生活介護 | 日/年 | 460,616 | 621,300 |
| | 短期入所療養介護 | 日/年 | 101,792 | 86,458 |
| | 居宅療養管理指導 | 回/年 | 187,879 | 123,069 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 人(月) | 1,818 | 1,422 |
| | 特定施設入所者生活介護 | 人(月) | 2,822 | 2,238 |
| | 福祉用具購入 | 人/年 | 9,655 | 15,212 |
| | 住宅改修 | 人/年 | 8,474 | 12,446 |
| | 居宅介護支援 | 人(月) | 55,506 | 63,601 |
| 施設 サービス | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 人(月) | 7,393 | 9,289 |
| | 介護老人保健施設 | 人(月) | 5,965 | 7,054 |
| | 介護療養型医療施設 | 人(月) | 1,737 | 1,950 |

(2) 介護保険外サービスの実施状況

| 事業等の種類 | | 17年度実績 | 19年度見込・目標量 |
|-----------------------|---------|----------|------------|
| 在宅生活支援ホームヘルプ | 時間 | 88,220 | 143,300 |
| 高齢者日常生活用具給付（紙おむつ） | 延べ月数 | 27,922 | 120,480 |
| 高齢者あんしん電話 | 台 | 3,769 | 5,671 |
| 高齢者等住環境整備事業 | 件 | 139 | 546 |
| 高齢者食事サービス | 食 | 961,319 | 1,484,000 |
| 訪問理美容サービス | 回 | 7,189 | 9,624 |
| 外出支援サービス | 回 | 23,750 | 38,566 |
| 寝具乾燥 | 回 | 931 | 1,470 |
| 在宅重度要介護者家庭援護金 | 人 | 30 | 201 |
| 訪問看護ステーションの整備 | か所 | 141 | 164 |
| 個別健康教育 | 人 | 703 | 1,440 |
| 集団健康教育 | 回 | 10,308 | 10,158 |
| 重点健康相談 | 回 | 432 | 432 |
| 総合健康相談 | 回 | 1,165 | 2,928 |
| 基本健康診査 | 人 | 200,184 | 304,800 |
| がん検診 | 人 | 269,466 | 318,900 |
| 介護予防プラン | 件 | 2,468 | 2,600 |
| 介護予防型通所デイサービス | 人 | 92,412 | 100,400 |
| 高齢者筋力向上トレーニング | か所 | 10 | 推進 |
| 転倒骨折予防事業 | 人 | 33,881 | 45,400 |
| 機能訓練 | 人 | 149,844 | 201,300 |
| 訪問指導 | 回 | 22,090 | 43,545 |
| 自立支援ホームヘルプ | 時間 | 27,578 | 84,321 |
| 生活支援ショートステイ | 日 | 414 | 1,521 |
| 認知性高齢者への支援（家族教室） | 回 | 88 | 130 |
| 認知症高齢者への支援（高齢者保健福祉相談） | 人 | 192 | 240 |
| 認知症予防・介護事業 | 回 | 86 | 153 |
| 地域型在宅介護支援センターの設置・運営 | か所 | 113 | 128 |
| 基幹型在宅介護支援センターの設置 | か所 | 18 | 18 |
| 地域ケアプラザの整備 | か所 | 101 | 115 |
| 老人福祉センター | か所 | 18 | 18 |
| 養護老人ホーム | か所 床 | 6 630 | 現状程度 |
| 軽費老人ホーム | か所 床 | 5 250 | 現状程度 |
| ケアハウス | 床 | 296 | 386 |
| 生活援助員派遣事業 | 戸 | 4,040 | 推進 |

(3) 介護保険施設等の整備状況

| 施設の種類 | | 17年度実績 | 19年度目標量 |
|---------------------|-----------|--------|---------|
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 年度末竣工数(床) | 8,812 | 9,707 |
| 介護老人保健施設 | 年度末竣工数(床) | 7,603 | 8,490 |
| 介護療養型医療施設 | 年度末竣工数(床) | 1,361 | 2,004 |
| 認知症高齢者グループホーム | 年度末竣工数(床) | 3,092 | 1,654 |

